

平成23年5月27日

第2286号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 平成23年度調理師試験の実施（241・健康推進課）……………1
- 保安林予定森林の指定通知（242・森林整備課）……………2
- 建設業の許可の取り消し（243・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（244・由利地域振興局総務企画部）……………3
- 建築基準法による道路位置の指定（245・由利地域振興局建設部）……………4

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………5

教育委員会規則

- 秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則（6・高校教育課）……………5

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………5
- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………6

告 示

秋田県告示第241号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、次のとおり平成23年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年秋田県規則第34号）第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成23年8月24日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

- ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁 正庁
- イ 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎 大会議室
- ウ 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館 大会議室

2 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

3 受験資格

平成23年度調理師試験実施要領において定める。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 2部

(2) 添付書類

- ア 調理業務従事証明書 2部
- イ 卒業（修了）証明書又は卒業証書の写し 2部
卒業（修了）証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を2部添付すること。
- ウ 写真
受験願書提出前6か月以内に脱帽、無背景で、上半身を正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの 1枚
- エ 封筒 2通（受験票及び試験結果を封書で送付するため）
封筒は、他の受験書類と共に配付する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日及び日曜日を除き、平成23年6月20日(月)から同年7月8日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部(県保健所)、秋田市保健所

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日及び日曜日を除き、平成23年6月29日(水)から同年7月8日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部(県保健所)。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部(県保健所)とする。なお、郵送による願書提出は原則として認めない。

7 受験手数料

(1) 額

6,100円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成23年9月12日(月)午前10時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部(県保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、県ホームページ「美の国あきたネット」<http://www.pref.akita.lg.jp/>「健康・福祉」にも合格者受験番号を掲載する。

9 開示請求の受付

(1) 開示請求ができる者

受験者本人

(2) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(3) 期日及び時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成23年9月12日(月)から同年10月11日(火)までの午前9時から午後5時まで

ただし、平成23年9月12日は午前10時から午後5時まで

(4) 場所

秋田県健康福祉部健康推進課、各地域振興局福祉環境部(県保健所)

10 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康推進課(電話018-860-1422)又は最寄りの地域振興局福祉環境部(県保健所)、秋田市保健所まで。

秋田県告示第242号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡上小阿仁村沖田面字長根沢2、3、3の1、4、196の1、196の2、199の3から199の6まで、199の8から199の16まで、199の18、199の20、199の22から199の25まで、199の27、199の28、199の31から199の39まで、200、202、205、206の2から206の11まで、206の13から206の15まで、206の17、206の18、206の20から206の38まで、206の40から206の54まで、206の56から206の59まで、206の61から206の63まで、206の65から206の69まで、206の71から206の81まで、206の83から206の89まで、206の91から206の93まで、206の95から206の102まで、207、209、211の1から211の3まで、211の6から211の38まで、211の40から211の61まで、211の63、235の1、236の1、字長根沢下川原183の6、183の8から183の13まで、183の19

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長根沢3・196の1・196の2・199の3・199の6・199の8から199の11まで・199の13・199の20・199の24・199の31・199の33・199の37・206の3・206の4・206の13・206の14（以上19筆について次の図に示す部分に限る。）、206の17、206の18、206の20から206の22まで・206の33・206の40から206の43まで・206の95・206の97・206の100から206の102まで・211の49から211の52まで・235の1・236の1・字長根沢下川原183の10から183の13まで・183の19（以上24筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第243号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年5月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社八柳建水工業
南秋田郡五城目町大川大川字西屋布84番地の1
代表取締役 八 柳 広 和
秋田県知事許可（般-19）第80443号
- 3 処分の内容
土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年5月16日付けで土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第244号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成23年5月9日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
TDKサービス株式会社
にかほ市平沢字坂ノ下29番地
岡 部 宗 広
秋田県知事許可（般-19）第80383号
- (3) 処分の内容
電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成23年4月7日付けで電気工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成23年5月16日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社鈴木組

由利本荘市鳥海町上笹子字模測47番地

鈴木 充

秋田県知事許可(般-18)第10155号

(3) 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成23年5月12日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第245号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定に基づき、公告する。

平成23年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市岩渕下50 富士不動産株式会社 代表取締役 佐々木 千尋	由利本荘市石脇字田尻野 4番75のうち	62.65メートル	6.00メートル	平成23年5月18日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、戸村土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美7番地

〃 〃 夜叉袋字下昼寝52番地

〃 〃 〃 字松ノ木45番地

〃 〃 浦大町字豊坂21番地

〃 〃 小池字梨ノ木114番地

〃 五城目町富津内下山内字深堀84番地

〃 〃 〃 字和田85番地7

〃 〃 小池字岡本家ノ下181番地

〃 〃 〃 字森山下76番地

〃 〃 野田字清涌163番地

〃 〃 字石田六ヶ村堰添1番29

伊藤 昭二

須田 誠

松田 健一

金 善一郎

千田 平三郎

大石 専之丞

小林 茂信

小玉 京蔵

佐々木 仁茂

加藤 信哉

島山 正雄

2 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美7番地

〃 〃 夜叉袋字下昼寝52番地

〃 〃 〃 字松ノ木45番地

〃 〃 浦大町字豊坂2番地1

〃 〃 小池字梨ノ木114番地

〃 五城目町富津内下山内字深堀84番地

〃 〃 〃 字荒町61番地

〃 〃 小池字岡本家ノ下181番地

〃 〃 〃 字森山下76番地

〃 〃 野田字清涌163番地

〃 〃 字石田六ヶ村堰添1番29

伊藤 昭二

須田 誠

松田 健一

北嶋 繁雄

千田 平三郎

大石 専之丞

伊藤 憲明

小玉 京蔵

佐々木 仁茂

加藤 信哉

島山 正雄

3 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原90番地

千 田 保 雄

〃 五城目町浦横町字館ノ下66番地

近 藤 慶 悦

〃 〃 富津内下山内字組田129番地

大 石 勇 藏

4 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原90番地

千 田 保 雄

〃 五城目町浦横町字館ノ下66番地

近 藤 慶 悦

〃 〃 富津内下山内字組田129番地

大 石 勇 藏

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北郡中仙町清水北部土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年5月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教育委員会規則

秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校授業料減免規則（昭和二十八年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県立高等学校授業料等減免規則

第一条中「第六条の二」を「第八条の三」に、「授業料の一部又は全部の免除（以下「減免」という。）」を「授業料等の減免（以下単に「授業料等の減免」という。）」に改める。

第二条中「授業料の減免」を「授業料等の減免」に改める。

第三条第一項中「授業料の減免」を「授業料等の減免」に、「以下」を「次項において」に、「次に掲げる書類」を「前条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類等」に、「授業料免除申請書（様式第一号）」を「申請書」に改め、第一号及び第二号を削る。

第三条第二項中「授業料免除申請書」を「申請書」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（委任規定）

第七条 この規則に定めるもののほか、授業料等の減免の基準及び手続に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により早急に住所を移転した者であつて平成二十三年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に入学又は転学の出願をしたものの入学金及び入学検定料の減免の基準及び手続は、この規則による改正後の秋田県立高等学校授業料等減免規則の定めるところによる。

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一教育庁（本庁）の項中「センター長」及び「給与」を削り、

義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課において教職員の人事及びサービスの事務を担当する主幹及び副主幹

教職員給与課において給与の企画立案の事務を担当する主幹、副主幹、主査、主任及び主事

義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課において教職員の人事及び服務の事務を担当する主幹及び副主幹

に改め、別表第三教育庁の地方機関等青少年交流センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一男鹿市本庁の項中「部長、課長」の下に「、室長」を加え、「企画政策課において秘書の事務を担当する課長補佐及び班長、総務課長補佐、財政課において財政計画の企画の事務を担当する課長補佐、総務班長、人事班長、財政班長」を「企画広報班長、総務班長、人事班長、財政班長、総務企画課において秘書、人事及び行政改革の事務を担当する課長補佐、財政課において財政計画の企画の事務を担当する課長補佐」に改め、同表男鹿市出先機関の項中「総看護師長」を「看護部長、副看護部長」に改め、「主幹、」を削り、同表潟上市本庁の項中「教育次長」を「教育部長」に改め、同表小坂町本庁の項中「課長」を「上席課長、課長」に改め、同表三種町出先機関の項中「課長」を削り、同表五城目町本庁の項中「課長、」を「統括課長、課長、」に改め、同表五城目町出先機関の項中「養護老人ホーム清掃センタ

ム 施設長
一 所 長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ

行

誤

正

平成23年4月22日（第2276号）掲載の日次
（原稿誤り）

1ページ14行目の「21」を「5」に改める。

平成23年4月22日（第2276号）公布の教育委員会規則第21号（県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

3

終わりが
ら4

秋田県教育委員会規則第二十一号

秋田県教育委員会規則第五号

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄